平成２３年（フ）第１１２６号
北海道千歳市朝日町３丁目１番地の１
債務者　高橋　清光
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３１号
札幌市北区屯田４条４丁目７番６号
債務者　中村　靖史
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３２号
札幌市北区屯田４条４丁目７番６号
債務者　中村　咲織
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４１号
札幌市東区東苗穂７条２丁目２番２―205号
債務者　渡邊　　友
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５２号
札幌市北区新川４条13丁目７番20―705号
債務者　今井美弥子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７９号
札幌市西区琴似１条６丁目２番24号　ハイムリバーフィールド303号
債務者　菊地　千尋
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７２号
札幌市中央区南８条西12丁目１番５―301号
債務者　太田　俊勝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０８号
札幌市南区南30条西８丁目５番２号　ウラナミマンション２－３
債務者　長内　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２１号
札幌市北区新琴似６条１丁目１番３―101号
債務者　渡邊　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２４号
札幌市中央区北１条西17丁目１番地48　パシフィック近代美術館前605号
債務者　小西　菊代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４１号
札幌市西区発寒８条11丁目３番35号
債務者　関藤　賢史
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１６号
札幌市西区西野６条２丁目３番12号
債務者　谷　　典子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２８号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番75―207号
債務者　山本　直之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６２号
札幌市白石区北郷３条４丁目４番１―101号
債務者　黄木　隆一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
北海道増毛郡増毛町弁天町５丁目209番地
債務者　松本　友紀（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第１５号
北海道稚内市末広４丁目１番３―306号　市営住宅59―Ｂ―１
債務者　小武海ナミ子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１７号
北海道網走市潮見７丁目13番12―２号
債務者　佐藤　寛之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
群馬県安中市鷺宮641番地
債務者　櫻井真佐美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部